セクション6 リスク評価を踏まえたリスク対応~主に、330「評価したリスクに対応する監査人の手続」、500「監査証拠」~

<O6-01> リスク・アプローチとは何か、簡潔に述べなさい。

【解答例】(P69)

・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査 の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで財務諸表における重要な虚偽 表示を看過しないという監査の効果(目的)を達成する監査の実施の方法をいう。

<Q6-02>リスク・アプローチに基づく監査を行うにあたって、リスクに対応した手続はどのように 計画されるのか、適宜リスクの種類やリスクの高低に応じた場合分けをして、述べなさい。な お、財務諸表における不正についても念頭に置くこと。

【解答例】 (P69、P74、P81~P83、P89、P166~P168)

- ・リスク・アプローチに基づく監査において、**リスク対応手続の計画にあたっては、**重要な虚偽表示リスクが識別し評価されていることが前提となり、当該リスクに関連性をもたせた対応を図ることが重要となることから、**まずリスク評価手続の実施**が必要となる(P74)。この際に、職業的懐疑心をもって**不正リスクに関しての評価**を行う必要がある(P166)。
- ・識別された財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクについてはそのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を計画する(P81、【監基報】330「評価したリスクに対応する監査人の手続」.4)。なお、当該リスクが不正によるものである場合には、企業が想定しない要素を組み込むことなどを計画する(P168、【監基報】240.28)。
- ・また、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクについては、その暫定的な リスク評価の結果に応じて、運用評価手続、実証手続、あるいは両者の組合せによるリスク対応 手続の実施を計画する(P82、【監基報】330. A4)。なお、当該リスクが不正による場合には、 より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手するための手続を計画す る(P167、【監基報】240. 29)。
- ・財務諸表項目 (アサーション) レベルの重要な虚偽表示リスクについて、(イ) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合(すなわち、実証手続の種類、時期及び範囲の決定において、内部統制の運用評価手続の実施を計画している場合)、(ロ) 実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には運用評価手続を計画する必要がある(P83、【監基報】330.7)。当該リスクが特別な検討を必要とするリスクである場合、当年度の監査において当該リスクに関する内部統制の運用評価手続を実施することを計画する必要がある(P89、【監基報】330.14)。
- ・財務諸表項目 (アサーション) レベルの重要な虚偽表示リスクについて、重要な取引種類、勘定 残高又は注記事項に関するものについては必ず実証手続を計画する必要がある (P83、【監基報】 330.17)。当該リスクが特別な検討を必要とするリスクである場合、そのリスクに個別に対応す る実証手続を実施することを計画しなければならず、(もし運用評価手続を並行して実施せず) 実証手続のみを実施する場合には詳細テストを計画する必要がある (P89、【監基報】330.20)。
- ・財務諸表項目(アサーション)レベルの虚偽表示リスクについて、運用評価手続を実施した結果、 重要な虚偽表示リスクが高いと判断した場合には発見リスクを低くするために実証手続を充実 させるよう計画し、逆に重要な虚偽表示リスクが低いと判断した場合には発見リスクを高くして も構わないことから通常実証手続を軽減するよう計画する。
- ・最後に、経営者による内部統制の無効化リスクは全ての企業に存在する不正リスクであり、特別な検討を必要とするリスクでもあることから(【監基報】240.30)、当該リスクに対応する手続、具体的には、①仕訳テスト、②会計上の見積りにおける経営者の偏向の有無の検討、③通常ではない取引の事業上の合理性の検討については必ず計画する必要がある(P167、【監基報】240.31)。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・重要な虚偽表示リスクに、さらに $+\alpha$ (不正リスク or 特別な検討を必要とするリスク)する、といった考え方・流れです。
- ・このような設問については、簡単な流れ図(フローチャート)を起こすと頭が整理されますので、図を作成してみることをおススメします(次回までの宿題とします。)。<Q4-02>も参照のこと。

<Q6-03>内部統制の運用評価手続を実施しなければならない場合はどのような場合か、逆に、実施 する必要がない場合はどのような場合か、それぞれの理由も含めて簡潔に述べなさい。(実施し なければならない場合については暗記不要)

【解答例】(P83)、論文対策問題集 2-4-8

(実施しなければならない場合)

- ・内部統制の運用評価手続を実施しなければならない場合は、次の場合である(【監基報】330.7)。 (イ) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用さ れていると想定する場合(すなわち、実証手続の種類、時期及び範囲の決定において、内部統 制の運用評価手続の実施を計画している場合)
- (ロ) 実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合 ・なぜなら、(イ)の場合には、運用評価手続を実施し内部統制の有効性が確かめられた場合には、 試査による項目の抽出件数を減らすなど実証手続を軽減することができる一方で、より重要な財 務諸表項目の検討に重点を置くことができるなど、監査全体として**監査資源の最適化**が図れるた めである。また、(ロ)の場合には、実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切 な監査証拠を入手できないことから、財務諸表項目について重要な虚偽表示がないことについて の十分かつ適切な監査証拠を得るためには(すなわち、**監査の効果性**を果たし監査の目的を達成 するためには)、内部統制に依拠した監査を計画し実施しなければならないためである。

(実施する必要がない場合) (=上記の(イ)の条件が以下のように充たされないケース)

- ・(ハ)内部統制を理解した結果、アサーションに関連する内部統制が存在しない場合(内部統制が 適切に整備されていない場合)
 - (二)アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用され ていると想定しない場合
- ・なぜなら、これらの場合、運用評価手続を実施しても、内部統制の有効性は確かめられず、内部 統制に依拠した監査は実施できないばかりか、却って監査資源の無駄遣いとなり、**監査の効率性 を阻害**するためである。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・監査手続の選択は、必ずリスク・アプローチの考え方、すなわち、監査の「効果性」と「効率 性 | の二軸で考えるようにしましょう。
- ・実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合とは、
 - 次のような例をイメージとしてもっておきましょう。
 ダイソー (100 均) のように、個々の取引額はごくごく少額だが取引(仕訳)量が膨大であ るような商品売上高の実在性(=つまり、監査人が実証手続を実施したとしても少額の虚偽 表示の有無しか確かめることができず、商品売上高という母集団全体の 0.0・・%程度しか 検証したことにならないため、実証手続のみでは商品売上高の実在性は確かめられない。)
 - 楽天証券のような**ネット証券**のように、店舗がなく、個々の顧客との書面でのやりとりも なく、すべてがインターネットあるいは携帯電話だけで完結するような販売手数料売上高の 実在性(=つまり、監査人が直接検証できるものがデータのみで、外部証拠が殆どない、ま た、監査人が実証手続を実施したとしても少額の虚偽表示の有無しか確かめることができ ず、販売手数料売上高という母集団全体の 0.・・%程度しか検証したことにならないため、 実証手続のみでは販売手数料売上高の実在性は確かめられない。また、高度に情報処理化が 図られているため、販売手数料売上高の計算の正確性は、IT(情報処理システム)の有効性 に依存しており、当該システムやその内部統制の有効性を確かめなければ販売手数料売上高 が全体として正しいと言うことができない。)

〈Q6-04〉監査人がリスク対応手続を実施することによって立証しなければならない財務諸表項目 (アサーション)の監査要点について、監査基準で例示されているものを列記しなさい。また、 売掛金という財務諸表項目(アサーション)を例にとって、監査人が立証しなければならない 監査要点の内容を具体的に説明しなさい(監査対象会社をA社、流動資産の売掛金の貸借対照 表上の帳簿価額を1億円、売掛金に係る貸倒引当金(流動)は1百万円(いわゆる率引当によって計算されたもののみ)、監査対象期を7期としなさい。)。

【解答例】(P38、P39)、論文対策問題集 2-2-3

(監査基準における監査要点について)

・次の監査要点である(監査基準・第三 実施基準・一 基本原則 3)。 実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性

(監査人が売掛金について立証しなければならない監査要点の具体的な内容について)

監査要点 具体的な内容((注)言い方は例示なのでこのまま覚える必要なし) 実在性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円は、実際に存在し、架空のものではない。 網羅性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上すべき売掛金は、1 億円以外にはなく、簿外とされたものはない。 権利と義務の帰属 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円は、全て顧客との取引から生じた A 社に帰属する債権である。 評価の妥当性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円について、個々にみて財政状態等に問題のある得意先はいないことから個別評価
存在し、架空のものではない。 網羅性 A社の7期末の貸借対照表に計上すべき売掛金は、1億円以外にはなく、 簿外とされたものはない。 権利と義務の帰属 A 社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円は、全て顧客との取引から生じたA社に帰属する債権である。 評価の妥当性 A 社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円について、
網羅性 A社の7期末の貸借対照表に計上すべき売掛金は、1億円以外にはなく、 簿外とされたものはない。 権利と義務の帰属 A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円は、全て顧客との取引から生じたA社に帰属する債権である。 評価の妥当性 A社の7期末の貸借対照表に計上されている売掛金1億円について、
簿外とされたものはない。権利と義務の帰属A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円は、全て顧客との取引から生じた A 社に帰属する債権である。評価の妥当性A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円について、
権利と義務の帰属 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円は、全て顧客との取引から生じた A 社に帰属する債権である。 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円について、
客との取引から生じた A 社に帰属する債権である。 評価の妥当性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円について、
評価の妥当性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円について、
個々にみて財政状態等に問題のある得音先けいないことから個別評価
の対象となる債権はなく、貸倒引当金は率引当によって計上された 1
百万円で十分かつ正確である。よって、将来9千9百万円は回収(キ
ヤッシュ・フローの流入)が見込まれる。
期間配分の適切性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円は、7 期末に
計上してよい売掛金である(→具体的には、7期以前に売上高が計上
された売掛金である、また、8期の売掛金が含まれていない。)
表示の妥当性 A 社の 7 期末の貸借対照表に計上されている売掛金 1 億円には個別評
価の対象となる債権は含まれておらず全て一般債権であることから、
貸借対照表の流動資産の区分に表示して問題ない。また、この売掛金
のなかには、受取手形、電子記録債権、契約資産は含まれていない。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・このように、売掛金について6つの監査要点が立証できれば、売掛金に重要な虚偽表示はなく、 売掛金の期末残高は適切であるといえることになります(P37)。このように財務諸表項目に ついて監査要点を立証し十分かつ適切な監査証拠を積みあげた結果、財務諸表全体に対する意 見形成の基礎を得ることとなります(P37)。
- ・この問題を例にとって、日頃から財務会計論の問題をみて、いろいろな貸借対照表項目、損益 計算書項目について立証すべき監査要点の内容について考えてみましょう!
- ・この問題のように、アサーションという用語が財務諸表項目(取引種類、勘定残高又は注記事項)として使用されるケースもありますし、監査要点として、あるいは、(本来的な)経営者の主張として使用されるなど、多義的に使用されます。論文式試験上は監査要点と同義で使用されることが多いと思いますが、どういう意味で使用されているかに注意しましょう。
- ・監査基準上列記されている監査要点は上記のとおり6つですが、実はもう少し細かく監査要点 (アサーション)が定義されています。監査要点(アサーション)については、【監基報】改 正315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」A177以下に定義がありますので、この規定の存 在は必ず覚えておきましょう(重要な虚偽表示はアサーション単位で発生し、その可能性を踏 まえてリスク対応手続を実施する、と考えれば、該当する監基報は315「重要な虚偽表示リス クの識別と評価」ですよね。)。

〈Q6-05〉株式上場を目指す株式会社(上場準備会社)は一般的に利益を継続的に計上することについて強い動機があると考えられる。そこで、利益を計上するという不正を念頭に置いた場合、監査人は一般的にどの財務諸表項目のどのような監査要点に留意してリスク対応手続を計画し実施する必要があると考えられるか、簡潔に述べなさい。

【解答例】

- ・監査人は一般的に次のような監査要点に留意してリスク対応手続を計画し実施する必要がある。
- **収益の実在性(発生)** (例えば、売上高を架空計上していないか) ★
- **費用や損失の網羅性**(例えば、経費を簿外にしていないか、棚卸資産評価損や減損損失を漏れなく計上しているか) ☆◎
- **資産の実在性**(例えば、架空の売掛金を計上していないか)★
- **負債の網羅性** (例えば、買掛金や未払金を簿外にしていないか、敗訴が見込まれる裁判について損害賠償損失引当金を認識しているか) ☆
- **資産の評価の妥当性**(例えば、売掛金について漏れなく正確に貸倒引当金が計上されているか、正しく固定資産に関して減損テストを実施し減損損失が漏れなく正確に計上されているか)◎

◎ワンポイントアドバイス!

- ・株式を上場させるためには、主幹事証券会社及び東京証券取引所の審査が必要です。特に、一定の市場では数値による形式基準を満たさなければなりませんが、形式基準には、直近1年間の売上高が100億円以上、直近1年間の利益の額が1億円以上、あるいは最近2期間の利益の合計額が25億円以上といったものがあることから、上場準備会社には売上高あるいは利益を計上することに強い動機(不正のトライアングルの一要素(P164))があると言われます。
- ・複式簿記ですから、上記の★、☆、◎がそれぞれ関係しあうことになります。
- ・学習法の(その3)も参考にしてください。
- ・その他論文式試験上の注意点としては、注記(代表的には、継続企業の前提に関する注記(P176) や偶発債務の注記(P157)) の網羅性及び表示の妥当性が挙げられます。昨今の監査実務でも注記の重要性が謳われていますので、この視点も忘れないようにしてください。
- ・資産負債アプローチに基づき、資産を将来のキャッシュ・イン・フロー、負債を将来のキャッシュ・アウト・フローとみれば、企業が**自身の会社の状態をよく見せるため**に財務諸表をどのように操作する可能性があるか、監査上どういった点が問題となりうるかに気付けると思います。

<Q6-06>不正の一般的な特徴を述べるとともに、この特徴を踏まえて財務諸表における不正について監査人はどういった責任を有するか述べなさい。

【解答例】 (P162、P165)

- ・不正は不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による**意図的**な行為(【**監基報**】240.10.(1))であり、それを隠蔽するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームや、共謀を伴うことがあることから、不正による重要な虚偽表示を発見できない可能性は誤謬による重要な虚偽表示を発見できない可能性よりも高い(【**監基報**】240.6)という特徴がある。
- ・監査には監査の固有の限界があるなかで(【監基報】200. A44 以下、A50、A51)、不正によるか 誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保 証を得る責任があることから(【監基報】240.5)、監査人は、合理的な保証を得るために、経 営者が内部統制を無効化するリスクを考慮するとともに、誤謬を発見するために有効な監査手続 が不正を発見するためには有効でない可能性があるということを認識し、監査の過程を通じて職 業的懐疑心を保持する責任がある(【監基報】240.8)。

◎ワンポイントアドバイス!

監基報に規定はありますが、不正は常に論文式試験で出題される可能性があるため、上記の規定 やその意味内容はスラスラといえる必要があります。 <Q6-07>次のような企業(A社・3月決算)において、監査人は通常財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示の識別及び評価、それを踏まえたリスク対応手続の計画と実施にあたって、どのような不正シナリオを想定すると考えられるか、あなたの考えを述べなさい。

- ・A 社は東京に本社を置く半導体専門の輸入商社である。半導体の輸入先は主に中国、 台湾である。主な得意先は国内の自動車メーカー、電機メーカーである。
- ・A 社の代表取締役は高齢のオーナー社長である。その他の取締役は過去から代表取締役の手下であり、代表取締役に異議を唱えられる者はいない。
- ・社外取締役はいない。社外監査役は2名いるが、代表取締役社長が実質的に選任した腰かけ役員である。月一度の取締役会に参加しているだけで、特段実効的な監査は実施されていない。また、内部監査機能はあるが、社長の直轄組織であることから、社長の指示に基づく範囲でしか内部監査は実施されておらず、売上高についての会計的な検証は一切行われていない。
- ・代表取締役社長は一代で急成長を遂げた名物カリスマ社長として TV 等でももてはやされたこともあり、自社の継続的な成長、売上高及び営業利益の対前年比の増加に 異常な関心がある。したがって、予算は企業環境の変化を踏まえたものではなく、 前年度の実績にトップダウンで与えられた成長率を乗じて算定される。なお、会社 の社是は「トップの目標の必達!」である。
- ・その他の取締役、各地域の支店長の報酬は予算の達成率によって代表取締役社長によって決定される(いわゆる業績連動型報酬制度である。)。
- ・202×期3月期においては、新型感染症の影響で国内あるいは海外とのサプライチェーンが分断され、半導体不足が慢性的に続いている状況である。
- ・監査人は、分析的手続によって、202×期2月度までの累積売上高について、関東支 店において、売上高及び営業利益とも予算未達であることを認識していた。
- ・監査人の監査事務所に A 社の元従業員と名乗る者から匿名で関東支店の支店長が不正を行っているとの投書があった。
- ・監査人は、202×期3月期の監査にあたり、分析的手続を実施したところ、関東支店の売上高がぎりぎり予算を達成した状況を認識した。また、これまで得意先ではなかった韓国のP社、国内のQ社に3月度に売上高が計上されていることを認識した。

【解答例】 (P164)

- ・監査人は、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示の識別及び評価、それを踏ま えたリスク対応手続の計画と実施にあたって、次の不正シナリオを想定すると考えられる。 (以下、当てはめと結論の理由)
- ・支店長の報酬は業績に連動し代表取締役社長によって決定され、売上高等の必達に代表取締役社 長が異常な関心を有していることから、関東支店の支店長は、**売上高及び営業利益の予算の達成 に強い動機があり、強くプレッシャー**を受けているものと考えられる。
- ・また、監査役監査は実施されておらず、内部監査についても売上高についての会計的な検証は一切行われていないことから、架空の売上高を計上することについての機会がある。
- ・さらに、予算はトップダウンで与えられたものであり、A 社の社是は「トップの目標の必達!」 という不適切な内容であることから、如何なる手段を講じても**予算を達成することについて正当 化**する組織の社風があると考えられる。
- ・これらの点について、A 社の元従業員と名乗る者から匿名で関東支店の支店長が不正を行っているとの投書があったこと、さらに、監査人としても2月度までは予算未達であったにもかかわらず、3月度でぎりぎり売上高予算を達成したこと、また、これまで得意先ではなかった相手方に対して3月度に売上高が計上されている点を認識している。 (以下、結論)
- ・したがって、(**誰が**)関東支店の支店長が、(**何に**)202×期3月期の売上高について、(**どのように**)売上高の計上についての内部統制の重大な不備を利用して、韓国のP社及び国内のQ社に対して架空売上高を計上しているのではないか、という**不正シナリオ**を想定する。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・本問は極端な事例ですが、論文式試験でもある程度疑義なく(迷いなく)解答できるよう、与えられる前提はわかりやすく作られていることが多いです。
- ・不正が疑われるような問題、あるいは、不正リスク、あるいはその前提となる不正リスク要因が示唆される問題では、必ず不正のトライアングルの3つの観点(「動機・プレッシャー」、「機会」、「姿勢・正当化」)から状況を読み解いてそれぞれの観点に当てはめて解答するようにしましょう。これらをもとに、誰がどこにどのような不正を行う可能性があるかを検討するのか「不正シナリオ」です。
- ・本間では、次のように当てはめられます。上記の解答は例にすぎませんし、暗記は必要ありません、**どのようにすれば解答を導き出せるかご自身の頭の解答プロセス**を養ってください。

不正のトライアングルの 要素	事例の前提	不正シナリオの結論
動機・プレッシャー	・カリスマオーナー社長の存在 ・対前年比ベースの予算の押し付け ・トップの目標の必達!という社是 ・業績連動型報酬	(誰が)関東支店の支店長 (何に) 202×期3月期の売上高 (どのように) 売上高の計上についての内
機会	・監査役監査の未実施 ・形式的な内部監査機能	部統制の重大な不備を利用して、韓国の P 社及び国内の Q
姿勢・正当化	・対前年比ベースの予算の押し付け ・トップの目標の必達!という社是	社に対して架空売上高を計上

・ちなみに、本問では、「オーナー企業で、取締役会や監査役が機能不全」、「不適切な経営方針や経営姿勢」といった統制環境 (P54) の不備などが、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク (P81) として識別されると考えられますが、この設問では問われていないため、解答として直接的に言及すると不適切と判断されます。問題をよく読んで何を記載するのかについてもしっかり絞り込みできるようにしましょう。

〈Q6-08〉監査人が実施する実証手続の目的について、簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P74)

監査人が実施する実証手続は、重要な虚偽表示リスクの評価の結果を受けて決定した発見リスクの水準に応じて実施するが、その目的は**財務諸表項目(アサーション)における重要な虚偽表示を看過しない**ことにある(【監基報】330.3(2))。

- <Q6-09>次の資産項目について「実在性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。(代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。)
 - ①現金、②預金、③売掛金、④商品、⑤未成工事支出金、⑥非上場株券発行会社の有価証券、 ⑦年金資産(前払年金費用)

【解答例】 (P38、P42)

資産の「実在性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続は次のとおりである。

11 75 75 -5 -7 H	
│ 財務諸表項目	具体的な実証手続
(アサーション)	兵件的な矢証于院
①現金	貸借対照表等に計上されている現金残高について、その内訳明細である現金
	明細書から支店や営業所等を抽出して、現金を 実査
②預金	預金残高について、取引先金融機関全てに対して 残高確認 ((※1)(※2))、
	あるいは、通帳や当座勘定照合表等の閲覧
③売掛金	貸借対照表等に計上されている売掛金残高について、その内訳明細である得
	意先別売掛金明細書から、得意先を抽出して、積極的確認
④商品	工場リスト、支店・営業所リストから抽出して、棚卸立会 (※3)
⑤未成工事支出金	仕掛品明細書から建設工事案件を抽出して、 現場視察
⑥非上場株券発行	貸借対照表等に計上されている投資有価証券残高について、その内訳明細で
会社の有価証券	ある投資有価証券明細書から投資先を抽出して、株券を 実査
⑦年金資産	貸借対照表等に計上されている年金資産(前払年金費用)について、運用委
(前払年金費用)	託先(※4)に対して、 残高確認

- (※1) 通常項目 (例:普通預金、貸付金、デリバティブ取引等) のみを明示したブランク確認を実施します。ブランク確認を実施することで、同時に「網羅性」に関する監査証拠も得られるためです。
- (※2) 簿外負債の有無(即ち、負債の「網羅性」)を確かめるため通常取引先金融機関全てに実施 し ます。
- (※3)立会は(主に実在性や評価の妥当性の検証のための状態を確かめる)実査、(主に網羅性を確かめる)巡回視察、(主に内部統制の運用状況を確かめるために棚卸が2人1組で実施されていることの)観察などを含む複合的な監査手続です(〈Q6-14〉参照。)。
- (※4) 通常信託銀行が相手先となります。

© ワンポイントアドバイス!

- ・実在性はすでに財務諸表等に計上されたものが本当に実在しているかを確かめるものです。したがって、財務諸表等から項目を抽出したうえで、財務諸表等に計上した際の元資料(根拠となる帳票書類)等を閲覧してそれが財務諸表等の記録と合っているかどうかを照合すればよい、ということになります。
- ・実在性を確かめるもととなる、財務諸表項目(アサーション)の細目が記録された帳票書類の名 称は、特に決まったものが定まっているわけではないので、それらしい名称であれば ok です(「勘 定科目名+明細書(or 内訳書)」と書けば誤りにはなりません。)。
- ・困ったときには「質問」でも(何も書かないよりは)ましですが、質問は他の実証手続よりも監査証拠としての証明力は弱いので(【**監基報**】500.A2)、これだけでは十分かつ適切な監査証拠とはなりません。論文式試験では劣後して書くようにしてください。
- ・具体的な帳票書類の名称が思い浮かばず困ったときには、最悪「××を計上する根拠となった帳票書類の閲覧・照合」としても何点か配点される可能性があります。諦めずに書きましょう。

- <Q6-10>次の資産項目について「評価の妥当性」という監査要点の立証にあたって一般的に実施しなければならないと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。(代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。)
 - ①売掛金、②商品、③未成工事支出金、④土地、⑤非上場有価証券、⑥のれん、⑦繰延税金資産

【解答例】

資産の「評価の妥当性」という監査要点の立証にあたって一般的に実施しなければならないと考えられる実証手続は次のとおりである。

財務諸表項目	
(アサーション)	具体的な実証手続
①売掛金	・得意先別売掛金明細書をもとに得意先別に 年齢調べ (※1)を実施する
(貸倒引当金)	・年齢調べによって、売上日から相当期間経過している得意先、あるいは、
	所定の入金期日を経過している得意先等については、経営者等に回収可能
	性の見解とその根拠を質問するとともに、期末日前後の入金状況及び請求
	に対する入金の有無について、 通帳等を閲覧 して確かめる ・上記の得意先については、 財務諸表等を入手・分析 を実施して流動比率、
	当座比率、現預金比率などの財政状態、支払能力を把握する
②商品	・棚卸立会を実施し、商品の物理的状況や賞味期限等を把握する
(棚卸資産評価損)	・商品別明細書をもとに商品別に 年齢調べ (※2)を実施する
	・年齢調べによって、仕入日から相当期間経過していて殆ど販売実績のない
	商品、あるいは、商品在庫の保有水準が直近の販売実績と比較して相当量
	ある商品等については、経営者等に販売可能性の見解やその根拠を質問するような、
	るとともに、今後の 販売計画等を閲覧 してその実現可能性を確かめる
	・正味売却価額としての時価がある商品については 時価を調査 し、帳簿価額 と比較する
	- これ報りる - ・処分見込価額まで切り下げる方法を採用している商品については、企業が
	算定した 処分見込価額の合理性を検証 したうえで、当該処分見込価額まで
	切り下げしているかどうか再計算して確かめる
	・規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用している商品については、企業
	が策定した切り下げ ルールの合理性を検証 したうえで、当該ルールにした
	がって規則的に切り下げしているかどうか 再計算 して確かめる
③未成工事支出金	・顧客との工事請負契約書を閲覧し、請負金額と仕掛品残高又は実行予算に
(工事損失引当金)	おける見積工事総原価を比較する
	・現場視察を実施し、仕掛品の物理的状況や工事の進捗状況等を把握する ・仕掛品明細書をもとに案件別に 年齢調べ (※2)を実施する
	・年齢調べによって、受注日あるいは工事着工日から相当期間経過している
	案件、あるいは、工事請負契約書の指定納期を超えている案件については、
	経営者等に今後の工事の施工予定を質問するとともに、今後の工事計画等
	を閲覧 してその実現可能性を確かめる
④土地	・減損テスト(減損の兆候の把握、減損の認識の判定、減損損失の測定)を
(減損損失)	実施する
	・その過程で、不動産鑑定士(※3)から不動産鑑定評価書を入手し、帳簿
⑤非上場有価証券	価額と比較する(※4) ・投資先の 財務諸表等を入手・分析 し、財政状態を把握する
(投資有価証券評価損)	- 投資ルの 用 扱いなみをハー・カ がし、州政状態を北渡する - ・投資時及び期末日時点の 1株当たり純資産を再計算 し、財政状態の著しい
(汉貝行Шய分計Ш頂)	下落の有無を把握する
	・著しい下落がある場合には、経営者等に帳簿価額までの回復可能性の見解
	やその根拠を 質問 するとともに、投資先の今後の 事業計画等を閲覧 してそ
	の実現可能性を確かめる
⑥のれん	・減損テスト(減損の兆候の把握、減損の認識の判定、減損損失の測定)を
(減損損失)	実施する
	・その過程で、のれんの評価の専門家(※3)からのれんの評価額に関する
	評価書を入手 し、帳簿価額と比較する (※4)

⑦繰延税金資産 (法人税等調整額)

- ・企業が、自身の**会社分類**を会計基準等にしたがい適切に判断していること を確かめる。
- ・税効果の計算表を閲覧し、一時差異等が適切にスケジューリングされていること、一時差異等加減算前課税所得が適切な根拠をもって計算されていることを確かめる
- ・上記の一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の**中長期事業計画を入手**し、取締役会において正式に**オーソライズ(承認)** されていることを確かめる
- ・上記の、一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期 事業計画について、経営者等に実現可能性の見解やその根拠を**質問**すると ともに、今後の販売計画、生産計画、店舗等の出店計画を含む投資計画、 採用**計画等との整合性**とその実現可能性を確かめる
- ・上記の、一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期 事業計画について、経営者の意思に深く関係するタックスプランニング (※5) については、経営者の意思を確かめるための**経営者確認書を入手** する
- (※1) **売掛金の年齢調べ**とは、いつ当該得意先に対する売掛金(売上高)が計上されたか、当該売 掛金の当初入金予定日はいつだったか、当初入金予定日から期末日までに何日経過しているの か、を調査するものです。年齢調べによって、当初入金予定日を過ぎている売掛金、期末日ま でに相当期間経過している売掛金は、回収可能性が低下していると考えられます。
- (※2) 商品の年齢調べとは、いつ商品を仕入れて、期末日までに何日販売されずに在庫として計上されているかを調査するものです。また、未成工事支出金の年齢調べとは、いつ工事に着工し、期末日までに何日経過しているのかを調査するものです。これらの年齢調べによって、棚卸資産が今後販売できる可能性があるのか、工事がストップしていて売上が計上されない可能性はないのかといった情報が得られる可能性があります。
- (※3)不動産鑑定士やのれんの評価の専門家は、会計及び監査以外の専門家ですので、これらの専門家を監査人が利用する場合には【監基報】620「専門家の業務の利用」に沿った検討も必要になります。
- (※4) これらの資産のグルーピングが妥当かどうかの検討も必要です。
- (※5) 例えば、含み益のある不動産を売却することで課税所得を捻出するといったものです。

⑤ ワンポイントアドバイス!

- ・「確認」という手続と区別するために、確かめるという文脈では「確認する」ではなく、「把 握する」、「検証する」といった語句を使用するようにしてください。
- ・実証手続を問う問題のなかでも特に「評価の妥当性」と問う問題は頻出論点です。本問を通じて頑張ってマスターしましょう!

- <Q6-11>次の負債項目について「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。(代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。)
 - ①買掛金、②資産除去債務、③訴訟の被告となっている企業における損害賠償損失引当金、
 - ④原則法を採用する企業の退職給付債務

【解答例】

負債の「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続は次のとおりである。

D1 36 34	
財務諸表項目	具体的な実証手続
(アサーション)	
①買掛金	│・期末日前後の仕入先に対する 注文書綴り、納品書綴り、請求書綴り等を通 │
	査 する
	・上記の結果、期末までに納品された仕入、役務提供が完了した業務につい
	て、財務諸表等に買掛金として計上されていることを確かめる
②資産除去債務	・工場リスト、支店リスト、営業所リスト等を閲覧し、将来資産の撤去が必
	要と考えられる 賃借物件を把握 する
	・賃貸主との 賃貸借契約証書を閲覧 し、資産の撤去義務(原状回復義務)の
	有無を把握する
	・上記によって把握した資産の撤去義務(原状回復義務)について適切に資
	産除去債務の計算が行われ、財務諸表等に資産除去債務として計上されて
	いることを確かめる
③訴訟の被告とな	・経営者(必要に応じて法務担当者を含む企業内部の他の者)への質問
っている企業に	・取締役会の議事録及び必要に応じて監査役等の議事録の閲覧、並びに企業
おける損害賠償	と顧問弁護士との間の文書の閲覧
損失引当金	・法務関連費用の検討(以上【監基報】501「特定項目の監査証拠」.8)
10000000000000000000000000000000000000	・その他、企業の顧問弁護士との直接的なコミュニケーションとして、顧問
	弁護士に対する確認(【監基報】501.9)、敗訴の可能性について見解の
	大手
	- ハチ ・いわゆる引当金の4要件に照らして引当金を認識する必要があるかどうか
	2414
④原則法を採用す	・年金数理人(※)に対する 残高確認
る企業の退職給	
付債務	

⊕ ワンポイントアドバイス!

- ・網羅性は財務諸表等に計上されていないものがないか、簿外になっていないかを確かめるものです。したがって、財務諸表等に計上する際の元資料(根拠となる帳票書類)等を閲覧して、それが財務諸表等に計上されているかどうかを照合すればよい、ということになります。
- ・このように、「実在性」と「網羅性」の検証は逆矢印と覚えておきましょう。
- ・(※)年金数理人(アクチュアリー)は、会計及び監査以外の専門家ですので、年金数理人を監査人が利用する場合には【監基報】620「専門家の業務の利用」に沿った検討も必要になります。

- <Q6-12>次の注記について「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続について、具体的に述べなさい。(代表的なものは暗記必要ですが、丸暗記ではなく考え方をマスターしてください。)
 - ①関連当事者との関係や取引に関する注記、③偶発債務(係争事件)に関する注記、
 - ③財務制限条項に関する注記

【解答例】

注記の「網羅性」という監査要点の立証にあたって一般的に有効だと考えられる実証手続は次のとおりである。

財務諸表項目 (アサーション)	具体的な実証手続
①関連当事者との	・監査人が監査手続の一環として入手した銀行確認状及び弁護士への確認状
関係や取引に関	の閲覧
する注記 (P93)	・株主総会や取締役会等の議事録の閲覧
	・監査人が必要と考えるその他の記録や文書(例えば、【監基報】550「関
	連当事者」. A21)の閲覧(以上【 監基報 】550.14)
	・関連当事者との取引に関する 契約書の閲覧
②偶発債務(係争事	・経営者(必要に応じて法務担当者を含む企業内部の他の者)への質問
件)に関する注記	・取締役会の議事録及び必要に応じて監査役等の議事録の閲覧、並びに企業
(P157)	と顧問弁護士との間の文書の閲覧
	・法務関連費用の検討(以上【監基報】501.8)
	・その他、企業の顧問弁護士との直接的なコミュニケーションとして、顧問
	弁護士に対する 確認 (【監基報】 501.9) 、 敗訴の可能性について見解の
	入手
	・いわゆる引当金の4要件に照らして引当金を認識する必要がないかどうか
	の検討
③財務制限条項に	・金融機関等の貸付人との 金銭消費貸借契約証書の閲覧
関する注記	・金融機関等の貸付人に対する 残高確認

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・財務制限条項に関する注記とは、どのような場合に借入金について期限の利益を失うのか、という内容を注記するものです。実務上は、2 期連続最終赤字を計上した場合とか、純資産比率が一定率を下回った場合などが想定されます(つまり、継続企業の前提に少し黄色信号が灯るようなケースです。)。
- 〈Q6-13〉我が国において、財又はサービスが「一時点において充足される履行義務」についての「一時点」とは具体的にどの時点で売上高を認識することとされているか、簡潔に述べなさい。そのうえで、売上高の実在性(発生)という監査要点を立証するために通常必要と考えられる実証手続の内容をそれぞれ簡潔に述べなさい。

【解答例】

- 我が国において「一時点において充足される履行義務」についての「一時点」とは、具体的には、 ①出荷時点で売上高を認識する基準(出荷基準)、②顧客の検収時点で売上高を認識する基準(検 収基準)がある。
- ① (出荷基準)の場合には、企業から顧客に対して財又はサービスが実際に出荷された事実をもって売上高を認識することになることから、企業から顧客に対して財又はサービスが出荷されたことを示す証憑書類、具体的には、送り状控えなどを閲覧し、売上高の記録と一致しているかどうかを確かめる。
- ② (検収基準) の場合には、顧客が財又はサービスを検収した事実をもって売上高を認識することになることから、顧客が財又はサービスを検収したことを示す帳票書類、具体的には、検収書などを閲覧し、売上高の記録と一致しているかどうかを確かめる。

<Q6-14>立会とはどのような目的で、具体的にどのようなことを実施する監査手続かを簡潔に述べなさい。なお、立会によって立証したい監査要点についても言及すること。(暗記不要)

【解答例】 (P50)

- ・立会とは、主に棚卸資産についての**実在性と(物理的)状態**を確かめるために、会社が実施する実地棚卸に立ち会って実施する**複合的な監査手続**である(【**監基報**】501「特定項目の監査証拠」.3)。
- ・具体的には、次のような手続を実施する(【監基報】501.3)。
 - ① 実地棚卸結果を記録し管理するための経営者による指示と手続を評価すること(※1)
 - ② 実施されている棚卸手続を観察すること(※1)
 - ③ 棚卸資産を実査すること(※2)
 - ④ テスト・カウントを実施すること(※2)
- ・なお、これらの監査手続によって企業の在庫数量の確定を含む棚卸手続の信頼性に関する内部 統制の有効性について確かめられたり(【監基報】501.A2)、実地棚卸記録の網羅性や正確性 を確かめることを通じて、棚卸資産の網羅性や正確性についての監査証拠を入手することがあ る(【監基報】501.A2、A7)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・棚卸の立会については過去1度論文式試験で出題されたことがあります。細かくは問われない (問われても没問となる可能性が高い)ので、大雑把にイメージを押さえておきましょう。
- ・(※1)については、まさに企業が実施する**棚卸手続の信頼性**を確かめることになりますので、 内 部統制の整備及び運用評価手続といえます。なお、上記のとおり実在性や状態、網羅性や 正確 性についての監査証拠も得られますので、そういった意味で複合的な監査手続といえま す。
- ・③④については、監基報上区別されていますが、実務上はテスト・カウントのなかに実査を含める整理が一般的です。つまり、「テスト・カウントとして実査する」という言い方が使用されますので、厳密に使い分けする必要性はありません。なお、テスト・カウントには、在庫が保管されている工場や倉庫を巡回して視察(ぐるぐる見て回る)するといった意味合いも含まれます。
- ・(※2)についてのイメージは次のとおりです。
 - 棚卸資産の**実在性**を確かめるために、**企業の実地棚卸記録から抽出した(在庫)品目**につい て実物在庫を実査して当該記録と照合し、実地棚卸記録の数量と一致しているかどうかを確 かめる(【監基報】501.A7(反対に、の前))
 - 棚卸資産の網羅性を確かめるために、工場や倉庫を巡回視察しテスト・カウントによって **変した実物在庫**を企業の実地棚卸記録と照合し、漏れなく実地棚卸記録に含められているか を確かめる(【監基報】501.A7(反対に、の後))

<Q6-15>期末日よりも前に棚卸の立会を実施する場合について、監査上の留意点を簡潔に述べなさい。(暗記不要)

【解答例】 (P50、P84)

- ・棚卸資産の増減に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性の評価結果に基づき、期末日以外の日に実地棚卸を実施することが監査上適切であるかどうか判断しなければならない(【監基報】501.A9)。
- ・この判断のうえで、期末日前に棚卸の立会を実施する場合には、期末日前を基準日として実施 した立会の結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするため、残余期間につ いて以下のいずれかの手続を実施しなければならない(【監基報】330.21)。
 - (1) 運用評価手続と組み合わせて、実証手続を実施すること。
 - (2) 監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施すること。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・立会を実施しその後期末までの残余期間までの期間に対して手続を実施することをロール・フォワード手続というのでした(立会実施時の監査証拠を期末日までに引き延ばす手続です。)。
- ・期末日よりも前に実証手続を実施した場合に、必ず実証手続を実施する必要がありました。

<Q6-16>分析的実証手続とは何か簡潔に述べたうえで、どのような目的で、具体的にどのようなことを実施する監査手続かを簡潔に述べなさい。また、分析的実証手続を立案するのはどのような場合か、簡潔に述べなさい。(暗記不要)

【解答例】 (P46)

- ・分析的実証手続とは、重要な虚偽表示を看過しないために実証手続として実施する分析的手続 をいう(【監基報】520「分析的手続」.1)。
- ・分析的実証手続は、利用可能な情報をもとに監査人が推定値を算出し、当該推定値と財務諸表に計上された金額とを比較・分析・検討することで、財務諸表に計上された金額を評価するという実証手続である(【監基報】520.3、4 参照)。
- ・分析的実証手続を立案するのは、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、他の詳細 テストよりも監査手続としての有効性及び効率性が高いと監査人が判断した場合である(【監 基報】520. A4 参照)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・実務上、分析的実証手続は殆ど利用されません。よって、論文式試験上の重要性もありません。 想像してもらえるとわかりますが、監査人がいろいろな数値を独自にインプットして推定値を算 出するというのは、現在の国際化・多角化した複雑な事業環境においてとてもできるものではあ りません。
- ・実務上ありうるのはあまり期中変動することのない借入金にかかる支払利息についてぐらいです ((例) 期首に固定利率 1%の 3 億円が計上されていたが、期中に 2 億円が返済され期末に 1 億円となった、という場合に、支払利息は (3 億円 +1 億円) $\div 2 \times 1\%$ という計算式により推定値 200 万円くらいではないか、そして企業の損益計算書に計上されている支払利息と比較・分析・検討する、といったものです。)。
- 〈Q6-17〉監査上企業が作成した情報(以下、企業作成情報(IPE)という。)は、監査の検討にあたって基礎資料となることから、情報としての信頼性が確保されているかの検証が重要である。企業作成情報には、例えば、建設業において各企業は各工事案件別に、請負金額(①)と、実行予算における見積工事総原価(②)とを比較し、②が①を上回っている場合には工事損失引当金を計上するようなスプレッドシートのようなものを作成していることが多い。

そこで、企業作成情報を用いて監査を行ううえで、監査上必要な対応について簡潔に述べな さい。 (暗記不要)

【解答例】 (P45)

監査人は、企業が作成した情報を利用する場合には、当該情報が監査人の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならない(【監基報】500「監査証拠」.8)。 これには、個々の状況において必要な以下の事項が含まれる。

- (1) 企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手すること
- (2) 企業が作成した情報が監査人の目的に照らして十分に正確かつ詳細であるかどうかを評価すること(情報の目的適合性)

◎ワンポイントアドバイス!

- ・実務上、企業作成情報の信頼性の検討は重要な監査上の検討事項ですので、実務家の試験委員対策として基礎は押さえておきましょう。
- ・例えば、企業作成情報には、上記の例以外にもたくさんあります。
 - 企業が売掛金(貸倒引当金)の評価(計上)の検討を行った年齢調べ表
 - 企業がいわゆる工事進行基準による売上高の計上を行っている場合の進行基準売上高の計算表、すなわち、工事案件別の工事請負金額(工事収益総額)、進捗度(インプット法であれば、期末までの実際発生原価÷実行予算における見積工事総原価)、進行基準売上高の計算表

〈Q6-18〉財又はサービスが「一定期間にわたって充足される履行義務」について、建設業においていわゆる工事進行基準を適用する場合、売上高の実在性(発生)や正確性という監査要点を立証するために必要と考えられるリスク対応手続の内容を具体的に述べなさい。また、ある工事案件の売上高が架空あるいは過大に計上されていないことを確かめるために監査人はどのような点に特に留意しなければならないか、簡潔に2点述べなさい。

なお、進捗度の見積りはいわゆるインプット法、すなわち、実行予算における見積工事総原 価に対する実際発生原価の割合によって測定するものとする。

【解答例】

(前段のリスク対応手続について)

- ・まず、企業がいわゆる工事進行基準を適用している場合に作成している企業作成情報について、 情報の正確性及び網羅性を検討し、当該情報が監査人が監査要点を検証する目的に照らして十分に正確かつ詳細であるか、その目的適合性について評価する((【監基報】500.8)。
- ・次に、検討の対象とした工事請負金額(工事収益総額)について、顧客との工事請負契約書等 を閲覧し一致しているかどうか確かめる。
- ・また、進捗度を算定するうえでの実際発生原価については必要に応じて工事原価の積算システムの信頼性についての運用評価手続を実施したうえで、原価として実際に発生していること(すなわち、原価の実在性)について納品書や請求書等の帳票書類を閲覧するなどして確かめる。さらに、実行予算における見積工事総原価については必要に応じて企業の工事見積総原価の見積りに関する内部統制について運用評価手続を実施したうえで、企業が見積りを行った見積手法、重要な仮定、基礎データ等を検討しその合理性を確かめる(【監基報】改正 540.21)。
- ・そのうえで、進捗度が適切に計算され、工事請負金額と乗じることで工事進行基準売上高が計算されていることについて、**再計算**を実施して確かめる。

(売上高が架空に計上されていないことを確かめるために特に留意すべき点)

- ・売上高が架空に計上されていないことを確かめるために、特に次の点に留意する必要がある。
 - ①当該工事案件に関するものではない原価を、他の工事案件から付け替えて当該工事案件の 原価を水増しして計上していないかという点
 - (つまり、進捗度の計算における分子である、**実際発生原価の過大計上(実在性)**)
 - ②当該工事案件の実行予算における見積工事総原価を過少に見積もっていないかという点 (つまり、進捗度の計算における分母である、**実行予算における見積工事総原価の過少計上** (網羅性・評価の妥当性))

⊕ワンポイントアドバイス!

非常に難問ですが、いわゆる工事進行基準を題材にされる可能性は十分あります。特に後段について不正に売上高を架空あるいは過大に計上する方法についてしっかり理解しましょう。